

しおかぜ

No.368 2025 5月号

おじゃましました！会員訪問
Vol.057 藤沢駅近くの焼鳥屋「自遊人」さん……………2
地域の会員企業紹介……………3
第13回本部総会のお知らせ……………4
医療百話
『進化する泌尿器科治療～新しい技術で広がる選択肢～』……4
第140回税金よもやま話
『附帯税～ペナルティとして課される税金～』……………5
第61回「知って得する？」社労士の独り言
『令和6年改正(育児・介護休業法)のポイントの概要 その2』……6
事業報告……………7～9
令和7年度上期分口座振替のお知らせ……………9
藤沢税務署からのお知らせ……………10～11



おじゃましました

会員訪問

vol.057 藤沢駅近くの焼き鳥屋「自遊人」さん

人情味あふれる焼き鳥屋さん。お酒も料理も種類豊富♪

藤沢駅南口から徒歩2分の好立地にある気軽に立ち寄れる焼き鳥「自遊人」。「昔あった雑誌の“自遊人”というタイトルに惹かれて、店を出す時はこの名前にしよう!と決めていました」。そう話すのはオーナーの井口均(いのくちひとし)さん。

飲食店経営と併行しながら、地域活動や交流会の会長や役員を引き受けるなど、「アッチコッチいのっち」というニックネームを持つほどの行動派。日本各地をあちこち飛び回りながら、さまざまな活動を展開しています。

井口さんは山口県生まれの藤沢育ち。量販店「ダイクマ」で13年間、販売業を経験。「接客の楽しさを知り、もっとお客さんの近くで仕事をしたい」と、飲食店の経営を志しました。退職後、焼き鳥店と居酒屋で修行を積んだのち、予定通り、30代で藤沢駅近くに焼き鳥屋「自遊人」をオープン。今年の8月で20周年を迎えます。現在、同じビル内に3店舗を構え、9階はバースタイルの「焼酎バー自遊人」、2階と3階は「焼き鳥自遊人」となっていて、3階フロアは宴会場として、30人前後の宴会ができます。

店内にはお酒がズラリ。焼酎、日本酒、梅酒、サワーが揃い、「焼酎は200種類以上、梅酒も50種以上用意しています。串と料理は自分が美味しいと思ったものしか提供しません。献立メニューは店長と一緒に考え、お客様に喜んでいただける料理を常に追求しています」。

「自遊人」の特徴は営業時間にあります。9階は19時～25時、2階と3階は16時～朝5時まで営業。「1年365日、元旦も営業しています。朝4時までなら、焼き鳥、ラーメン、お刺身もあります」。

現在53歳の井口さん。今後の予定を伺うと「60歳になったらもう少しゆったり働きたいので、湯河原に一日一組限定の温泉宿を作りたいと思います」。



▲ねぎ間・せせり・砂肝・ほんじりなど串の種類いろいろ。1本1本、炭火で丁寧に焼き上げます。



◀店内の壁にお酒がズラリ!



▲2階テーブル席。「自遊人」は2階、3階、9階にあり、各フロアで異なる雰囲気を楽しめます。

イベントや宴会、
セミナー会場として
利用できますので
お気軽にリクエスト
ください!!



▲酒のアテも豊富にあります。



▲「お一人様、団体、グループ、宴会など、さまざまなシーンでご利用ください」。



◀大きなカウンターがあり、一人でも気軽に立ち寄れます。



◀宴会メニュー、飲み放題コースなどお得なセットを用意。

焼き鳥「自遊人」

藤沢市南藤沢20-2 第一興産ビル22号館

電話 090-6527-8387 (共通)

予約は、電話・LINEで承っています。

2階「焼き鳥自遊人」 16時～朝5時 無休

3階「焼き鳥自遊人」 16時～朝5時 日曜定休

9階「焼酎バー自遊人」 19時～25時 不定休

HP <https://www.yakitori-jiyujin.com/>



地域の会員企業紹介

株式会社 シー・イー・アール

業種 メンテナンス業
事業内容 首都圏中心に駅ビルや大手チェーン店を顧客に持ち厨房排気・焼肉ロースター設備メンテナンスを主軸に行っています。

店舗内が煙い! 厨房が暑い! ファンがうるさい! など飲食店・焼肉店の排気のお悩みご相談ください。定期的なメンテナンスは高価な設備を長持ちさせるだけでなく、飲食店ダクト火災の危険性も減らせます。

また、焼肉の網口ストル洗浄も地域限定で行っていますのでお客様をご紹介ください♪

代表者 若林美樹
住所 藤沢市 本藤沢 5-7-1-411
電話 0466 (83) 4411
FAX 0466 (83) 4400
HP <https://www.cer.co.jp/>



ホームページ



Shogen Office

業種 動画制作
事業内容 法人および個人事業主様の会社 PR や求人動画編集 (撮影、シナリオ含む) YouTube チャンネルの構築

代表者 宇佐美彰彦
住所 藤沢市 石川
電話 090 (8859) 3826
Insta shogen5821
X shogen5821
メール shogen5821@gmail.com
F B <https://www.facebook.com/share/14pr1evGsRw/?mibextid=wwXlfr>



Instagram



X



Facebook

会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました! 企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

株式会社 八〇八

業種 持続型農業、飲食事業、Conditioning food 事業
事業内容 八〇八(やおや)は、2018年に創業した農業系スタートアップです。究極の健康食品を開発・販売する「コンディショニングフード事業」、地産地消をテーマにした「持続型農業」、自然食堂に農産物直売所を併設した「飲食事業」の3事業を中心に据え、農業を通じた新たなウェルビーイングの実現を目指しています。

代表者 中越節生
住所 藤沢市善行 7-6-1 サンライズビル1F
電話 0467 (47) 8448
FAX 0467 (47) 8448
メール yaoya888@gmail.com
HP <https://shonan808.com/>
F B https://www.facebook.com/yaoya888?locale=ja_JP



Facebook



第13回 本部通常総会・記念講演会のお知らせ

日時：6月11日（水）午後1時00分受付、午後1時30分開会

場所：湘南鎌倉クリスタルホテル

次第：〈記念講演会〉午後1時30分～午後3時15分

〈総会〉午後3時30分～午後4時50分

〈懇談会〉午後5時30分～午後7時00分

講師：手嶋龍一氏〈外交ジャーナリスト〉

演題：トランプ政権の船出と東アジア政局の行方
～インテリジェンスを武器に読み解く～（仮）

会費：4,000円（懇談会会費） ※講演会、総会は無料



手嶋龍一氏

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院

泌尿器科 医長

吉岡 弘貴



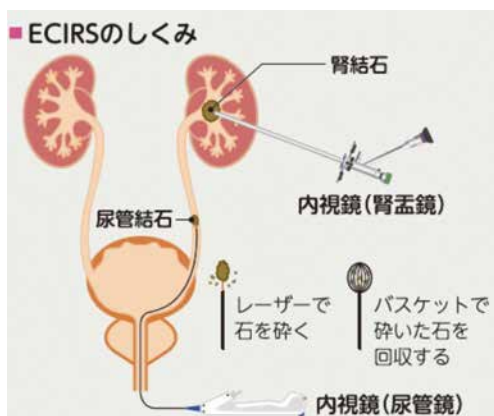
進化する泌尿器科治療

～新しい技術で広がる選択肢～

泌尿器科領域では、医療技術の進歩により、手術をはじめとする治療法の幅が広がっています。これにより、患者さんの症状や状態に応じた複数の選択肢をご案内できるようになりました。当院でも、いくつかの新しい方法を取り入れ、治療の一助としています。以下にその一部をご紹介します。

●尿管結石症の治療→経皮的・尿道的腎尿管結石破碎術 (ECIRS)

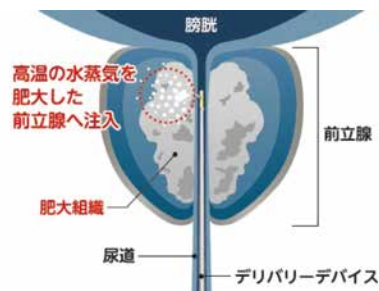
尿管結石症における内視鏡治療は、尿道から行う方法と、背中から行う方法があります。当院では、双方のアプローチを組み合わせた経皮的・尿道的腎尿管結石破碎術 (ECIRS) という新しい治療法を2023年より開始しました。従来手術では治療が難しい巨大な結石や、何度も手術が必要となる多発結石において、より少ない治療回数で結石を除去できる治療です。



●前立腺肥大症の治療→経尿道的前立腺水蒸気治療 (WAVE)

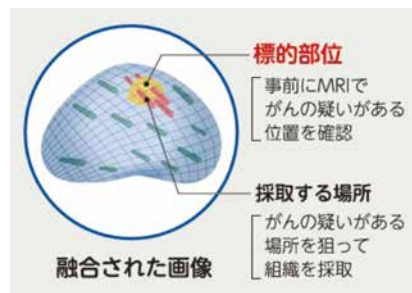
前立腺肥大症は、男性の排尿障害の主な原因です。当院ではレーザーによる前立腺核出術 (HoLEP) を2009年から行っており、2022年には前立腺吊り上げ術 (UroLift)、2023年には前立腺水蒸気治療 (WAVE) を導入しました。

WAVEは、尿道から内視鏡を入れて高温の水蒸気を前立腺に注入することで、肥大症による閉塞を緩和する治療法です。入院期間が1～2泊と短く、従来手術と比べて術後の尿失禁や性機能障害などのリスクが低いため、患者さんの負担が少ない治療です。



●前立腺がんの検査→MRI融合前立腺針生検

従来の生検方法では、がんが疑われる部位によっては、病変の採取が難しいことがありました。新しい生検方法では、MRI画像との連携により、生検中に標的部位のナビゲーションが可能となりました。診断精度の向上だけでなく、正確に局在を捉えることで、患者さんにとって過不足のない治療提供に繋がるものと期待しています。



これらの治療法は、すべての患者さんに当てはまるものではありません。症状や全身状態、ご希望などを考慮したうえで、医師と相談しながら方針を決定していきます。

泌尿器科に関するお悩みや不安がありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

税金よもやま話

第
140
回

東京地方税理士会 藤沢支部
吉川 学



附帯税 ～ペナルティとして課される税金～

「ちゃんと期限内に申告して支払ってくださいね」
 「嘘をついて経費を水増ししてはいけませんよ」
 これらは税金について当然言われていることではありますが、もし、
 期限内に申告しない
 期限内に支払わない
 虚偽の申告をする
 などがあった場合、どのようなペナルティがあるのでしょうか。

本稿では、無申告、未納、遅延、虚偽申告などに対するペナルティとして課される税金“附帯税”についてまとめています。

附帯税の種類

1. 延滞税

延滞税とは、納期限までに納付されなかった税金に対して課される税金で、遅延利息に相当するものです。納税義務者が期限内に本税を支払わない場合、その未納期間に応じた延滞税が加算されます。

延滞税は、以下の方式で計算されます。

- ① 納期限の翌日から2か月間：年7.3%または延滞税特例基準割合+1%（いずれか低い方）
- ② 納期限の翌日から2か月経過後：年14.6%または延滞税特例基準割合+7.3%（いずれか低い方）

※特例基準割合は毎年変動し、財務省が発表

参考までに令和7年1月1日～令和7年12月31日の割合は、①2.4%、②8.7%となります。

2. 加算税

加算税は、納税者が申告義務を怠った場合や過少申告を行った場合に、本税とは別に課される税金です。

- **無申告加算税**：期限内に申告しなかった場合に課される。
 - 自主的に申告した場合：5%
 - 税務署の指摘による場合：50万円以下は10%、50万円を超え300万円までの部分は15%、300万円を超える部分は25%
- **過少申告加算税**：申告額が実際よりも少なかった場合に課される。
 - 10%（過少額が50万円を超える部分は15%）
- **不納付加算税**：源泉徴収税を期限内に納付しなかった場合に課される。
 - 原則として10%（自主的に期限後納付した場合は5%）
- **重加算税**：意図的な虚偽申告や隠蔽行為があった場合に課される。
 - 無申告の場合：40%（無申告加算税に代えて）
 - 過少申告・不納付の場合：35%（過少申告加算税・不納付加算税に代えて）

※ともに一部例外有

3. 利子税

利子税は、延納や分割納付を選択した場合に、その期間に対して課される税金です。年により変動しますが、令和4年以後は0.9%となっています。

4. 過怠税

過怠税は、印紙税を課税文書作成時までに正しく納付しなかった場合に課される税金です。

印紙税は、課税文書を作成するときに、その文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって納付します。もし、税務調査の際に、収入印紙を貼るべき課税文書に印紙を貼っていないことがわかると、その納付しなかった印紙税の額に加えて、その2倍に相当する金額（つまり、本来納付すべきだった印紙税額の3倍）が過怠税として徴収されます。

附帯税の役割

附帯税の役割としては以下が挙げられます。

- **納税の公平性確保**：正しく申告・納税している人とそうでない人の間に公平性を持たせる。
- **徴税の促進**：納期限を守る動機付けとして機能し、徴収の安定化に寄与する。
- **財政の健全性維持**：本税の未納や遅延による財政悪化を軽減する。

重加算税の事例

① 売上の除外による過少申告

ある企業が売上の一部を意図的に計上せず、申告額を実際よりも少なくしていた。税務調査で隠された売上が発覚し、重加算税（35%）が課された。

② 架空経費の計上

ある企業が実際には支出していない経費（架空仕入れや架空人件費）を計上し、法人税額を不当に減少させた。税務署の指摘により虚偽申告と認定され、重加算税（35%）が課された。

③ 二重帳簿の作成

会社が税務署の目を欺くために、表向きと裏向きの帳簿と実際の収支を記録した裏帳簿を用意していた。税務調査で発覚し虚偽記載が認定され、重加算税（35%）が課された。

④ 無申告による重加算税

個人事業主が事業所得を全く申告せず、税務調査で意図的な隠蔽と認定された。税務署に指摘された結果、本来の税額に加えて、重加算税（40%）が課された。

附帯税の負担が大きくなるケースとしては、何年も多額の虚偽申告もしくは無申告を続けた結果、重加算税が適用されるパターンです。重加算税に加えて延滞税も別にかかってきますので、会社の経営や個人の生活にまで深刻な影響を及ぼすこととなります。

他には、明らかに個人的な支出を法人の経費としていたことが発覚すると、その経費とされていた部分が役員賞与とみなされ、法人税・消費税の追徴課税に加えて、個人の所得税・住民税も遡って課税されることとなります。これも法人・個人どちらにとっても非常に厳しいペナルティです。

最後に

税制度を維持するには公平性が不可欠ですから、こうしたペナルティとして課される税金が存在するのはある意味当然と言えます。虚偽申告や無申告を繰り返した結果、多額の附帯税を課され、会社の経営が立ち行かなくなる、個人の生活が成り立たなくなる、といった事例を今まで多く見てきました。そして、当事者の皆様は本当に後悔されていました。正しく適切な納税を行うことで、会社、個人、それらに関わる取引先、ご家族などの関係者を守ることに繋がるのだと再度ご認識いただければ幸いです。

第61回

「知って得する？」社労士の独り言

令和6年改正<育児・介護休業法>のポイントの概要 その2
 ～ 令和7年10月1日施行分・全企業が対象 ～



今回は、令和7年10月1日施行の改正育児・介護休業法を見ていきます。改正のポイントは、「柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務」になることです。

10. 柔軟な働き方を実現するための措置等 … 義務
 <就業規則等の見直し・要>

- (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、次の5つの講ずべき措置の中から、**2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります**
 - ・労働者は、事業主が講じた措置の中から**1つを選択して利用することができます**
 - ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります
- 事業主が選択して講ずべき5つの措置 ← 2つ以上の措置を選択して講ずることが必要

①始業時刻等の変更 ②テレワーク等(10日/月) ③保育施設の設置運営等 ④新たな休暇の付与(10日/年) ↳ 養育両立支援休暇 ⑤短時間勤務制度	フルタイムでの柔軟な働き方 ※②のテレワーク等と④の新たな休暇(養育両立支援休暇)は、原則時間単位で取得可能とするが必要
--	---

【上記択肢の詳細】

- ①始業時刻等の変更：次のいずれかの措置
 (一日の所定労働時間を変更しない)
 ・フレックスタイム制
 ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度
 (時差出勤の制度)
- ②テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に
 ↳ 新たな休暇 10日以上取得できるもの
- ⑤短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認
- 3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行う必要があります
 ※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知期間	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ②対象措置の申出先(例：人事部など) ③所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい措置：家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行う措置

11. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 … 義務

- (1) 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取
- 事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯(始業および終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい措置：意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施する措置

- (2) 聴取した労働者の意向についての配慮
- 事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例 ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置 ・両立支援制度等の利用期間等の見直し ・業務量の調整 ・労働条件の見直し 等
--

望ましい措置：* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長する措置
 * ひとり親家庭が希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮する措置

【育児に関する改正の全体像】

出典：厚生労働省ホームページ：リーフレット「育児・介護休業法改正のポイント」(計6ページ)
 一部、筆者により削除および加筆・修正をしています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>
 出典：厚生労働省ホームページ：「令和6年改正法の概要(政省令等の公布後)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001326112.pdf>

社会貢献活動

令和7年3月13日に開催された本部理事会の前段にチャリティー基金贈呈式を行いました。

これは昨年11月26日にレイクウッドゴルフクラブにおいて開催されたチャリティーゴルフ大会で集められた基金を藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に青少年の育成を目的に寄附しました。

当日は、藤沢市役所より福祉総務課主幹近藤将文様、茅ヶ崎市役所よりこども育成部こども政策課長樋口剛様、寒川町役場より税務収納課課長大平茂様にご出席いただき、相原会長より下記の金額を贈呈しました。

なお、寄附金額はチャリティーゴルフ大会の参加者の所属支部の割合により算出しております。

藤沢市役所：110,000円
 茅ヶ崎市役所：56,000円
 寒川町役場：56,000円



●2月18日(火) 寒川町教育委員会に寄贈(寒川町役場)



●3月26日(水) 茅ヶ崎市役所に寄贈(茅ヶ崎市役所)



令和6年度の社会貢献活動の贈呈式が行われ、寒川町教育委員会には体育の授業で使う「ロイター板」、茅ヶ崎市には交通安全リーフレット「交通社会のルーキーをよろしくね」をそれぞれ寄贈しました。

●未使用タオルを寄贈

女性部会では、タウンニュースで「未使用タオル」を募り、寄贈活動を行っております。

今回は藤沢のNPO法人ことりのおうちが行っているこども食堂に寄贈しました。



法人会の事業

2/19水

参加人数34名

藤沢南・西・東支部合同講演会（藤沢商工会館ミナパーク）



藤沢南・西・東支部の3支部合同事業として講演会と名刺交換会を藤沢商工会館ミナパークで開催しました。今回は、気象予報士の久保井朝美氏をお招きし、「天気予報の見方と気象災害への備え」と題する講演会を行いました。講演会終了後、別室に移り名刺交換会を開催。法人会のメリットの1つでもある異業種交流会で情報交換等大いに盛り上がりました。

2/20木

参加人数7名

税務経営セミナー（藤沢法人会館）



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは講師に、人材育成コンサルタントの津田典子氏をお招きし、「カスハラ対策セミナー“カスハラ”を事前に防ぐための接客・クレーム対応」と題する研修会を行いました。

2/21金

参加人数34名

茅ヶ崎三支部、寒川支部合同会員交流会（スペインクラブ茅ヶ崎）



茅ヶ崎の三支部と寒川支部が合同で、会員交流会をスペインクラブ茅ヶ崎で開催しました。

今回はスペシャルイベントとして、フラメンコショーを行いました。イベント終了後には近年法人会に入会された方々の自社PRと情報交換等で大いに盛り上がりました。

3/7金

参加人数5名

藤沢法人会青年部と青森法人会青年部会との交流会



毎年開催されている全国大会（青年の集い）において、懇談会と同席となる機会が多い青森法人会青年部会にご縁を感じ、現地に赴き交流会を開催しました。

3/14金

参加人数32名

藤沢南支部ボウリング大会（江の島ボウル）



藤沢南支部のボウリング大会が開催されました。

- 1位 藤井 優希氏 〈弁護士法人KTG湘南藤沢法律事務所〉
- 2位 高須賀 誠氏 〈三喜工業(株)〉
- 3位 荻野 雅史氏 〈湘南エスピー産業(株)〉

3/17(日) 参加人数33名

青年部会送別会 (プラスガード)



青年部会では令和6年度を以って青年部会を規定により卒業される部会員の合同の送別会を開催しました。

3/21(金) 参加人数37名

健康セミナー (藤沢法人会館)



厚生委員会が主催する健康セミナーで講師に、医学ジャーナリストの松井宏夫氏をお招きし、「最先端医療の現状～こまで進んだがん治療～」と題する研修会を行いました。

3/25(火) 参加人数23名

第11回藤法レディースアカデミー閉講式 (藤沢法人会館)



女性部会が主催するレディースアカデミーが昨年9月の開講から半年の講座を終えることが出来ました。閉講式の講話は、藤沢税務署総務担当の嘉手川忍副署長をお招きし、「税金よもやま話<沖縄編>」と題するお話を伺いました。

令和7年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
特別会員 (同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)		100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和7年度上期(令和7年4月1日～令和7年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。 ※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和7年5月15日(木)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

藤沢税務署からのお知らせ

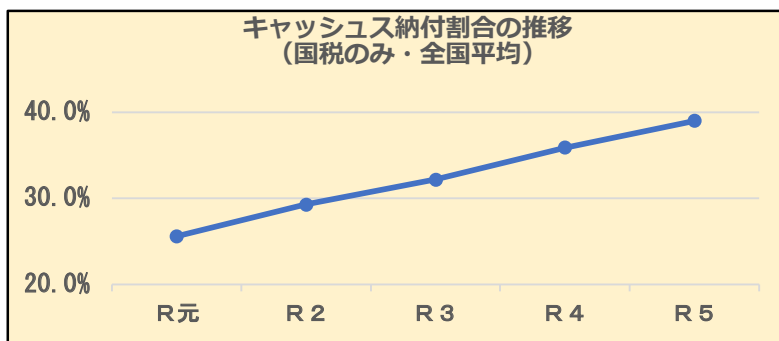
国税も！地方税も！ **暮らしにとけてお**
キャッシュレス納付！

いつでも
どこでも
簡単納付

国税庁 e-Tax キャッシュレス納付
 エルタックス eLTAX

国税庁 e-Tax キャッシュレス納付
 e-Tax

エルタックス eLTAX イメージキャラクター「ニルンジャー」



ググーンと伸びて、
 すでに約4割が
 キャッシュレス納付！！



藤沢税務署は **キャッシュレス推進デー** を実施します

キャッシュレス納付の届出・操作手順などご不明な点を **しっかり** 説明します

業務効率化！

実施日

4月10日 (木)	・	4月30日 (水)
5月12日 (月)	・	6月2日 (月)
6月10日 (火)	・	6月30日 (月)

もう金融機関にも税務署にも行く必要なし

納税証明書オンライン請求のすすめ

納税証明書は請求を受けてから作成し、間違いがないように確認作業を行うため、発行までに時間を要することがあります。

書面請求書による請求



先に来て請求したのに何で後から来た人の方が早い!? 急いでるのに! 手数料も高いの!?



納税証明書はオンラインでも書面請求でも、請求があってから作成されます。そのため、オンラインで事前に請求している方は、税務署窓口で書面請求する方より早く受け取れます。

なお、オンライン請求は、書面請求より手数料が30円安くなるためおトクです（1税目1年分1枚当たり）。

税務署まで行かずに納税証明書を受け取れる、より便利な電子納税証明書（PDF）が最もオススメです！

オンラインによる事前請求



オンラインで事前に納税証明書の請求をしていたから、すぐに受け取ることができたよ。急いでいるからこそこのオンライン請求！手数料もお得なんだって！

オンラインによる請求・受取



税務署まで行かなくても納税証明書は受け取れるんだよ。電子納税証明書（PDF）を請求すれば何枚でも印刷できるし、手数料がもっとお得！

納税証明書オンライン請求はここが便利！！

- 税務署に行く必要がない！（電子納税証明書（PDF）の場合）
- 税務署での待ち時間が少ない！（オンラインによる事前請求窓口受取の場合）
- 手数料が安い！特に電子納税証明書（PDF）はダウンロードすれば何枚でも印刷可能！（※電子納税証明書（PDF）の受取にはマイナンバーカードによる電子署名、インターネットバンキングもしくは金融機関ATM（ペイジー）による手数料の納付が必要です。）



税務職員ふたば

マイナンバーカード、インターネットバンキングのいずれも必要のない「オンラインによる事前請求」から始めてみませんか？
詳しくは国税庁ホームページ、藤沢税務署までお問い合わせください。

詳しくはコチラから



納税証明書オンライン 検索

税務会計顧問業務のサービス内容

定期的な訪問

- ・ 毎月担当者が貴社を訪問し、会計資料の精査や税務面・経営面についてトータル的なアドバイスを行います。
- ・ 帳簿の付け方や経理全般について一から実務指導を行います。
- ・ クラウド会計の導入から導入後の実務をサポートいたします。


決算・申告業務

- ・ 決算前に打合せをし、必要な対策を検討した上で決算予測や納税予測を行います。
- ・ 月次決算の積み上げとして質の高い決算書及び申告書をスピーディーに作成します。
- ・ 「中小企業の会計処理に関する指針」に準拠し、決算書類の信頼性確保と金融機関の評価向上に努めます。
- ・ 「書面添付制度」の推進により、税務調査の省略化と簡略化を図ります。
- ・ 決算完了後に決算説明会を開催し、決算内容のご説明と翌期の利益計画を行います。


ワンストップサービス

- ・ 関連グループの専門性を集結し、高品質のサービスを提供いたします。

TAO 税理士法人 

 TAO 社会保険労務士法人
人事・労務に関するお悩み
給与計算



TAO 相続支援センター 
相続

湘南経理代行 株式会社
記帳代行
振込業務
経理に関わるアウトソーシング業務

 Shonan Property Consultants
株式会社 湘南財産コンサルタンツ
資産運用
保険

TAO 税理士法人 

藤沢事務所

TEL 0466-25-6008 FAX 0466-25-6968

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様のご希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-1-15
藤沢リラビル2F・3F

渋谷事務所

TEL 03-3486-1161 FAX 03-3486-1162

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様のご希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-6-20
第5矢木ビル4F

https://www.tao.or.jp